

戦国期三河の売券と徳政

— 担保文言の検討 —

山下 智也

はじめに

我々は何かの重要な取引を行う際、当事者間で契約書を交わす。その際、例えば賃貸物件の契約では、細かな文字で詳細な規定が書かれているだろう。果たしてそれらを全て読む人がいるだろうか。また、ホテルの室内にはあらかじめ定められた約款が置いてある。予約しチェックインしたことで、それらを守る義務が発生するが、これもまた読む人はほとんどいまい。レンタルショップの会員規約も然りである。

人々は、経済的な問題や宗教的感情など様々な理由から土地を売り、所有権の移転を証明するものとして売券を書き残した。土地売券は必ずしも確実な土地の移転を証明するものではなく、中世では本主（元の持ち主・売主や債務者）の権利が強く作用したといわれる⁽¹⁾。戦国期では、本主権の問題に加え、地域領主の影響・干渉や戦争による土地の流失等が危惧された。本主・売主の徳政令の発布による土地返還要求や、その子孫らによる不当な横領などの行為が買主を悩ませることとなった。本稿では、そのような社会環境の中で、人々は土地などの権利を如何に証明し、保障しようとしたのかを考察するものである。そうして作られた売券に工夫を凝らして書かれた内容は、我々が普段読みもしなかった、契約書の規定に通じるものがあるだろう。

売買取引に関係して土地所有権に影響するものの一つに、先にも挙げた徳政がある。戦国期の徳政については、大河ドラマで注目を集める井伊谷の徳政⁽²⁾をはじめとして、法令としての徳政令とそれを発令する権力体についての研究⁽³⁾が一般であろう。しかし、本稿は売券の検討を通じて売買取引の当事者について検討を加えるものであって、第三者として当事者に影響を与える徳政令や発給する領主の研究は、本稿の課題とは直接的に関係するものではない⁽⁴⁾。

一方、売券の検討する中で徳政について扱っているものとしては、神谷智氏の研究⁽⁵⁾がある。神谷氏は近世史の立場から中近世移行期の売券を検討し、近世的土地所有への転換と、中世・近世の連続面・断絶面について考察した。その過程において、売券に記載される種々の担保文言とその変化について検討を加えている。徳政担保文言、違乱担保文言、別途申合文言など、売券に記載される文言を分類し、その変化を明らかにした。ただし、ここでは土地所有や時代区分を考察することが目的となっている。また、時期ごとの変化をみるには有用な表を駆使した数量分析が用いられている部分もある。本稿では売券の文言に込められた売主・買主の意識・思考を読み解き、戦国期の社会動向と売券がどのように関連していたのかを考察することが目的である。近世に入るとある程度売券の文言は統

一され定型化されてくるが、戦国期は文言に異動も多いことから戦国期の売券を主たる対象とし、より具体的に文言を読み解いていくという方法をとることとする。

また主に三河国を主たる対象とし、隣国尾張の事例も比較として扱いながら検討をしたい。三河国は、徳政意識の高い井伊谷が近く、徳政令と関係の深い一向一揆の存在なども知られることから、検討対象として適しているものと考えられる。また、幸いにも『愛知県史』の資料編^⑥が出そろったことから、同書を利用して、戦国期三河・尾張両国の売券を通覧し、特に売券の多く残る大樹寺文書などを中心に、神谷氏が分類した内の徳政文言と違乱担保に焦点を当てて検討していきたい。

1 戦国期三河の売券とその特徴

一口に売券と言っても道者売券や得分・上分の売券など、土地以外の売券も含まれる。また、性格の類似した史料として寄進状・借用状も散見される。しかし、本稿での比較検討において道者売券は性格が異なるため、対象を土地売券に限定して検討を進める。また、寄進状・借用状も含めると点数が多く筆者の力量では扱いきれないため、適宜参照するに留めたい。

以上の前提のもと戦国期の売券を『愛知県史』で確認すると、時代が下るごとにその点数は少なくなっている^⑦(表「三河国の土地売券一覧」参照。以下、各章で適宜参照していただきたい)。この一因としては、古文書の伝存状況があると考えられるが、その他の要因は考えられるだろうか。例えば、合戦による土地所有権の流動化や所有者の死亡、徳政令などの影響といったものも影響している可能性がある。本稿ではそこまでの要因を探る余地はないが、戦争と土地所有の関係が文書伝来に及ぼす影響は今後の検討すべき課題で

ある。

今回は捨象している部分が多いが、尾張の場合は、「円福寺文書」(名古屋市)などによって文禄・慶長期の中近世移行期の売券も確認できる。

大樹寺は松平・徳川氏の菩提寺として知られており、大樹寺文書には戦国期の売券が40点伝来している。伝存状況の問題はあるが、単純に点数から判断すると、つづく妙源寺伝来売券の点数は15点であるから、戦国期の大樹寺は土地集積の動きが活発で、寺領の拡大を図っていたことがうかがえる。

売券には売買する土地情報(場所・面積・境目など)や、代金、諸役・年貢額等の情報に加え、売渡契約により主に売主やその子孫が守るべき義務や、それを破った場合の措置などが記されることがある。先学により、その内容にあわせた分類がなされており^⑧、徳政担保文言や違乱担保文言などと呼ばれる項目が記されている。次章以降では、それらに注目したい^⑨。第2章では、地域的な徳政発令意識について検討するため、三河国岡崎の大樹寺文書に含まれる売券を中心に、隣国尾張の売券と比較を行いながら考察を行う。また第3章では、違乱担保文言やそこに含まれる罪科文言の検討から、買得地を維持するためにとられた売主・買主の思惑について考察する。

三河国の土地売券一覧

番号	名称	年代	徳政担保 文言	違乱担保・ 罪科文言	その他・備考	史料出典	県史番号
1	長坂隼人助等連署売券案	(文明16)12.2		○	「如何□〔な〕る地頭政所殿なりとも」	妙源寺文書	10-263
2	久世信康売券写			○		長興寺文書 (田原市)	10-362
3	次郎右衛門売券	明応 3.10.28		●		大樹寺文書	10-504
4	弥九郎等連署売券	文亀 2.9.21	○	○		大樹寺文書	10-622
5	大か藤左衛門等連署売券	永正 8.11.21		○		妙源寺文書	10-766
6	鳥山忠正売券	永正 9.12.27		○	「此状を御ひらき候て」云々	大樹寺文書	10-790
7	神屋藤左衛門・同源六連署売券	永正 13.12.		○		妙源寺文書	10-848
8	神谷家光売券	永正 14.4.		○		妙源寺文書	10-849
9	岩津弥八郎・同弥太郎連署売券	永正 14.10.3		○		大樹寺文書	10-867
10	松平長家売券	永正 15.5.16		○		大樹寺文書	10-886
11	二郎四郎売券	永正 16.7.12	○	○		大樹寺文書	10-903
12	青津二郎しんあん売券	永正 17.8.2	○◆	○		伝法寺文書	10-914
13	植村安忠売券并寄進状	大永元 .10.6				大樹寺文書	10-942
14	松平信長売券	大永 2.3.13		○		高月院文書	10-953
15	孫左衛門売券	大永 2.4.12		○		大樹寺文書	10-955
16	彦左衛門売券	大永 2.12.1	○	○		大樹寺文書	10-964
17	松平信長売券	大永 4.1.11				高月院文書	10-981
18	上条隼人入道売券	大永 6.11.13	○			大樹寺文書	10-1031
19	助左衛門売券	大永 8.10.		○※	※「売状をさきとして、御あつかい」云々	大樹寺文書	10-1084

(4)

戦国期三河の売券と徳政

番号	名称	年代	徳政担保 文言	違乱担保・ 罪科文言	その他・備考	史料出典	県史番号
20	御鍋売券	享禄 2.2.16	○	○		大樹寺文書	10-1094
21	善四郎売券	享禄 2.6.28		○		妙源寺文書	10-1099
22	助左衛門売券	享禄 2.10.	○			大樹寺文書	10-1102
23	三郎兵衛売券	享禄 3.2.6	○			伝法寺文書	10-1105
24	春日部長明売券	享禄 3.2.		○		妙源寺文書	10-1107
25	八郎五郎売券	享禄 3.12.28	◆※	○	※「為何新儀之申事に」云々	妙源寺文書	10-1111
26	井田信広売券	享禄 4.12.15	○◆	○	作人違乱、水損・早魁 詫び言	大樹寺文書	10-1124
27	井田順久・同頼次連 署売券	享禄 4.12.23		○		大樹寺文書	10-1126
28	彦左衛門売券	享禄 5.12.3	◆※	○	※「岡崎殿(松平清康) 新徳政入候共」	大樹寺文書	10-1134
29	僧栄正・井口親家 連署売券	天文 2.2.29		○		大樹寺文書	10-1143
30	ほそい新五郎等売券	天文 2.12.	○	○	「此文をさきとして」 云々	大樹寺文書	10-1173
31	中根重次売券	天文 3.1.27	◆※		※「おかさき殿新徳政 御入候とも」	大樹寺文書	10-1192
32	源左衛門売券写	天文 3.12.13			写であり、「キレテナ シ」のため不明箇所あり	岡崎東泉記	10-1193
33	松平三郎左衛門・ 同孫五郎連署売券	天文 3.12.19	○	○		大樹寺文書	10-1194
34	藤忠久売券	天文 4.1.		○※	※「彼状と三郎左衛門 本文を御出候て」	大樹寺文書	10-1196
35	彦左衛門・弥七郎連 署売券	天文 4.10.14		○		大樹寺文書	10-1211
36	平岩浄椿等連署売券	天文 4.10.14		○		妙源寺文書	10-1213
37	平岩信重等連署売券	天文 4.10.14		○		妙源寺文書	10-1214
38	平岩光吉・同親基連 署売券	天文 4.12.29	○	○		妙源寺文書	10-1221
39	松平次郎太郎売券写	天文 5.4.		○	「此状をさきとして」 云々	参州寺社古 文書	10-1241

番号	名称	年代	徳政担保 文言	逸乱担保・ 罪科文言	その他・備考	史料出典	県史番号
40	花井雅楽助売券写	天文 5.5.		○		三川古文書	10-1246
41	井口太郎左衛門等連 署売券	天文 5.11.27	○	○		大樹寺文書	10-1269
42	八郎二郎売券	天文 5.12.23	○			大樹寺文書	10-1272
43	新三郎売券	天文 5.12.24	○◆※	○	※「田原殿御徳政など 入来候共」	伝法寺文書	10-1273
44	富田藤助売券写	天文 7.7.		○※	※「何時も本銭をもつ て下地を返可有候」	乾坤院文書	10-1325
45	彦左衛門売券	天文 8.12.晦	○	○		大樹寺文書	10-1347
46	井田玉泉・同信正連 署売券	天文 9.1.19	○	○		大樹寺文書	10-1352
47	井口藤一郎売券	天文 9.4.11	○	○		大樹寺文書	10-1364
48	孫左衛門売券	天文 9.10.2	○	○		大樹寺文書	10-1381
49	平岩信忠寄進状	天文 9.11.4		○		妙源寺文書	10-1388
50	平岩重元売券	天文 9.12.5		○	「子にて候者本銭を進 佗言候者、返給候へく 候」	妙源寺文書	10-1390
51	平岩重元売券	天文 9.12.5		○	「子にて候者本銭を進 わひ事候ハ、可被下 候」	妙源寺文書	10-1391
52	都筑竹松等連署売券	天文 9.12.28		○		妙源寺文書	10-1392
53	大郎衛門等売券	天文 14.1.25				東観音寺文書	10-1545
54	鎌谷孫三郎売券写	天文 15.12.22		○		三川古文書	10-1594
55	酒井康家売券	天文 16.2.1	○	○		大樹寺文書	10-1600
56	大井野信正売券	天文 16.2.26	○	○		大樹寺文書	10-1608
57	内田信家・同信次連 署売券	天文 16.4.21	○	○		大樹寺文書	10-1615
58	井口宗訓売券	天文 17.12.11	○◆	○	「三郎殿（松平広忠） 御内儀御尋之上」	大樹寺文書	10-1673
59	酒井康家売券	天文 19.2.2	○	○		大樹寺文書	10-1724

(6)

戦国期三河の売券と徳政

番号	名称	年代	徳政担保 文言	違乱担保・ 罪科文言	その他・備考	史料出典	県史番号
60	次郎兵衛等連署売券	天文 24.12.3	○◆※	○	※「駿州之新徳政出来候共」	伝法寺文書	10-1987
61	三宅伊忠売券	弘治 3.12.9	○	○	「關之申様鉾桶候共」	大樹寺文書	10-2082
62	松平源五売券	弘治 4.1.	○	○		大樹寺文書	10-2089
63	加納太郎左衛門尉売券	永祿元 .10.13	○	○		大樹寺文書	10-2127
64	草下重次売券	永祿元 .11.13	○※		※「縦永地迄入来候共」	妙源寺文書	10-2129
68	松平貞広売券	永祿 3.12.29				大樹寺文書	11-59
69	三宅伊忠売券	永祿 4.2.2		○		大樹寺文書	11-75
65	忠助売券	永祿 5.12.25	○	○		大樹寺文書	11-266
66	孫三郎売券写	永祿 7.2.5	○	○		大樹寺文書	11-348
67	林可勝売券写	永祿 10.7.1	○	○		輯古帳	11-559
70	大泉寺売券	元亀 4.12.	○	○	「若菟用〔角〕有時、本証文次第二御理を可被仰候」	伝法寺文書	11-902

- ・「徳政担保文言」のうち、○は天下一同（大法）の徳政、◆は地域領主の在地徳政を示す。
- ・※印のある箇所は特殊な表現となっているなど補足が必要なため、「その他・備考」欄に補った。
- ・「その他・備考」欄で※印のないものは、各文言記載と別に記されている特記事項である。
- ・「違乱担保・罪科文言」のうち、「盗賊の沙汰」記載があるものは●とした。
- ・徳政文言と違乱担保文言が一文で表現されている場合もあるが、その場合も、各欄に分けて印をつけた。

2 徳政文言と売主・買主の徳政意識

戦国期の売券は、近世の売券とは異なり文言が定型化されていないため、記載内容や文言を異にしている。作成者である売主の意志や買主の意向によってその内容も変化するため多種多様な売券が存在する。そのため、売券の文言を確認することで、その売券を作成するにあたって売主・買主が意識した事柄を探ることが出来る。そこで、本章では売券に記された徳政文言・徳政担保文言から、売主・買主の徳政意識について考察したい。

岡崎の大樹寺には多くの売券が残されており、大樹寺が寺領拡大のため土地集積を行っていたことが分かる。その売券の徳政文言に注目したい。まず享禄4年(1531)12月15日に井田信広が大樹寺に田地を売り渡した売券⁽¹⁰⁾をみると、

又天下一同のとくせい(徳政)、又国内しんとくせい入候共、これハしとうの事ニて候間、彼下地にハ申間敷候

とある。天下一同の徳政⁽¹¹⁾と三河国内での新徳政が発令されることを想定し、祠堂のことなので、この田地に関しては徳政による土地返還要求はしないことを約束している。売主井田信広および証人として連署している井田忠正・井田頼久・坂井長勝が売券を作成する際に、徳政が行われた場合を想定した結果、天下一同の徳政に加え、三河国内の新徳政も担保することとしたのである。つまり売主・証人は、三河国内で新徳政が起こる気運を察知したため、「国内しんとくせい入候共」という文言を加えたのだと考えられる。

一方、信広の売券から8日後の23日に作成された井田頼久・頼次連署売券⁽¹²⁾では、徳政文言は含まれていない。井田頼久は先の売券で証人として連署しており、文面を読めば徳政に対する認識も有していると思わ

れる。先の売券の徳政文言では、「これハしとうの事ニて候間」とあって祠堂のことなのでと断っていたが、売渡し先が異なるからであろうか。本売券は端裏書から大樹寺の「念仏衆」へ田地売渡した売券であり、同じ大樹寺への売渡しではあるものの、細かな売渡し先は異なっている。

つづいて翌享禄5年(1532)に井口彦左衛門が大樹寺に畠地を売り渡した売券には、違乱担保文言に続けて「もし岡崎殿(松平清康)新徳政入候共、菟角之儀申間敷候」⁽¹³⁾とある。岡崎殿=松平清康が新徳政を行ったとしても、とりわけ何かを言うことはありません、つまり徳政による畠地の返還要求はしないということを述べているのである。売主である彦左衛門が売券を作成するにあたり、徳政を発令するであろう主体として想定・意識したのが松平清康であり、徳政文言に反映されたと考えられる。さらに天文3年(1534)の中根重次売券でも「おかさき(岡崎、松平清康)殿新徳政御入候とも、於此下地ハ、別而申合候間、其上にても菟角有間敷候」⁽¹⁴⁾とあって、松平清康による徳政の発令を意識した文言が加えられている。恐らく売買契約にあたり、売主・買主・証人ら当事者間での話し合いは事前に行われていると思われ、その場において大樹寺側から徳政文言についての注文が出された可能性も考えられる。少なくともこのときの売主には、清康が徳政令を発令する可能性がある予見し、「岡崎殿新徳政入候共」という文言を盛り込んで売券を作成したことが分かる。

さらに具体的な売渡し先を見てみると「死道(祠堂)へ永代売渡申候」とある。ここから推論するならば、祠堂への売渡しは徳政を忌避し、売主の本主権を無効にする機能を持ち合わせていると考えられるのではないだろうか。

少し遡るが、大永8年(1528)、松平長忠・同信忠が大樹寺祠堂方に対して次のような置

文を与えている。

〔史料1〕松平長忠・同信忠連署置文⁽¹⁵⁾

(端裏書)

「道閔・泰孝之判形」

大樹寺祠堂方江永代買得相伝之田畠之事、并年起(季)地等、縦雖有天下一統之徳政入特二地起、於此祠堂錢并田畠等者、至子々孫々、努々不可有違乱煩者也、仍而為後日支証如件、

大永八年戊子二月三日

道閔 (松平長忠)
泰孝 (松平信忠)
祐泉 (花押)

永代売りや年季売りをして大樹寺祠堂方が買得した相伝の田畠について、たとえ天下一同の徳政、特に地起があったとしても、この祠堂錢ならびに田畠においては、末代まで違乱・煩いがあるとはならないと定めている。大樹寺祠堂方の買得地は、この松平長忠・信忠の置文によって徳政対象外とすることが認められていたのである。買主となる大樹寺祠堂方は売券に記載される徳政担保文言に加えて、地域領主である松平氏から買得地の徳政免除という保護を受けて土地集積を進めていたのである。

地域領主の徳政を意識したのは、大樹寺とその取引者に限られたものではない。渥美郡伝法寺にも売券が伝存しているが、天文5年(1536)12月24日に新三郎が田地を売り渡した売券⁽¹⁶⁾では、「若天下一同之御徳政、同田原殿御徳政など入来候共、於此下地にてハ、人間敷候」とあって、田原殿の徳政を意識した文言が含まれている。また、寄進状ではあるが、翌年4月5日の三郎兵衛寄進状⁽¹⁷⁾にも「天下壺同、同田原殿より徳政入候共、於彼下地にてハ人間敷者也」と同内容の文言が確認出来る。

売主・買主にとって慣例として知られる天下一同の徳政はもちろんのこと、地域領主が

買得地に対して介入することは懸案事項であり、事前に協議して売券に盛り込んでおくことで、後々の煩いを回避しようと試行錯誤していた。特に地域領主と関係をもつ権門寺社の立場からは、地域領主の徳政発令は想起しやすい問題であったと考えられる。

時期が下ると、駿府の今川氏が三河国へも勢力を拡大してくる。大樹寺をはじめとした土地集積を行う権門寺社は、地域領主・土豪のほかに、戦国大名今川氏との調整を図り、買得地の保障を得る必要があった。つまり、徳政を発令する主体がまたひとつ増えたため、その対応に迫られたのである。

大樹寺は今川義元から寺領・祠堂以下を旧規の如く安堵する判物⁽¹⁸⁾と次の禁制を取得し、買得地を含めた寺領を保持しようと努めた。

〔史料2〕今川義元禁制⁽¹⁹⁾

大樹寺

定

- 一、寺中寺外、為私陣取令停止事
- 一、竹木不可伐取事
- 一、寺中門前殺生禁断事
- 一、門前諸役、如近年免除事
- 一、寺領・祠堂以下、
徳政之沙汰不可有之事
右、於背此旨輩者、
速可処罪科者也、仍如件、

天文十九年十月十日 (今川義元)
(花押)

右の〔史料2〕によって寺領に関係する各条項が定められた。軍勢の陣取り、竹木伐採、寺中での殺生の禁止と、門前の諸役免除、寺領・祠堂以下の徳政の免除という権利を得た。今川氏の徳政と政治動向については久保田昌希氏の研究⁽²⁰⁾に詳しいが、寺領安堵と禁制を受けた大樹寺の立場からすれば、これまでに買得してきた寺領・祠堂等について徳政を発

令する可能性のある今川義元自身から徳政の対象外と認められたのである。徳政令発給主体から徳政免除を得ることは、売券に文言を盛り込むより齟齬が生まれにくいと考えられる。

地域領主から徳政免除を受ける例は隣国尾張において、織田信長から徳政免除・買得地安堵を受ける例がみられる⁽²¹⁾。

3 違乱担保と罪科文言

いつの時代でも犯罪行為、不当な行為はなくなるものではない。土地の売買でも、徳政が行われるか如何に関わらず、その土地を理不尽に取り戻そうとしたり、不当な言いがかりをつけてくること、さらには横領など、様々な危険に晒されている。戦国期の売券の多くには「子々孫々に於いて違乱・煩いあるべからず」といった文言が付されている。これは違乱担保文言の代表的なものである。ただし、記載されない場合や、文言の異同も多いことから、定型というよりは共通認識と考えるべきかもしれない。いずれにせよ、売主の子孫、場合によっては親類が言いがかりや土地の返還要求を仕掛けてくること、想定されている。

また、それらに加えて「地頭・政所」について書き加えられているものもある。土地＝貢租の賦課対象であることから、当然、諸役を賦課・徴収する地頭や政所といった機関の影響も売主・買主は考慮しなければならない。

それらの不当な行為の主体を盗賊同前として裁く法が「盗賊（悪党・悪人）の沙汰」である。古くから盗みは大罪であり、処刑されることもあった⁽²²⁾。文亀年間から永正初年（1501～1504年）にかけて、前関白・九条政基が日根野村（和歌山県）に下向し荘園支配の維持のために奔走した記録である「政基公旅引付」⁽²³⁾には、盗人が処刑されたことが記載されている⁽²⁴⁾。土地の横領などの行為も

盗み＝盗賊と同等であるとして処断されるべきという認識があり、違乱担保文言の罪科文言として記載されることもあった。「盗賊の沙汰」が罪科文言として記載されるということは、裏を返せばそれが起こる危険性があり、そのような社会環境に置かれていたことを示すものと考えられよう。ただし、売券一覧を見ると、三河での事例はわずか1例のため、三河国内においては盗賊行為への危機意識は薄かったと考えられる。尾張国では、曼陀羅寺文書や真福寺文書中の売券に「盗賊の沙汰」文言がみられる⁽²⁵⁾が、土地以外の売券での同文言記載が多い。

曼陀羅寺文書には、その様子を示す盗賊の沙汰に関係する興味深い史料が残されている。

〔史料3〕 森広吉・同定吉連署証状写⁽²⁶⁾

此所売くだり切てなし

合売所者なら〇なり又^{ミヘズ} 畠と林之右件之下地者、類郷之者見へす永代売渡申所也、本文書之事者、永正十五年七月廿二日之夜徳蔵いんへあくたう（悪党）入候て本文書被不取候由承候、写重而如此したゝめ進申候、若其本文書いつ方よりも出し候てとかく申輩候ハ、あくたうの同類たるへく候、前々のことくいろなり（色成）百文、又段銭春秋両度二六十文可有御沙汰候、此外ニ諸やく以下あるましく候也、仍為後日与証之状如件、

森民部丞

永正十五年^ノ十一月廿八日 広吉(花押)

同藤四郎

定吉(花押)

この〔史料3〕は森広吉・同定吉が売券の本文書＝本証文が盗まれたために対応したことが記されている古文書の写しである。「ミヘズ」「見へす」とあるのは、写し取った際に破れなどによって読み取れなかった部分を

示している。

内容は、前半部に盗みの対応が書かれており、後半はその土地の上分・諸役についての確認が記されている。前半部分を大まかに訳してみよう。前書きの地所(「畠と林之」)は、隣郷の者が売り渡した地である。永正15年(1518)7月22日の夜徳蔵院へ悪党が入り、本証文が盗み取られたことを承った。写し重ねてこのように認め送る。もし本証文がどこからか出されて(自分の土地だなどと)あれこれ言う者がいれば、(その人物は)悪党の同類である。

すでに明らかにされていることではあるが、このように売券の本証文が盗まれた場合、控えなどから写しを作成し、どこからか本証文が出てきてもその持主は盗人(もしくはその一味)であるから本当の買主ではないと証明しようと試みていた。文書フェティシズム⁽²⁷⁾としても論じられているが、売券には買主名が記載されない場合もあり、売券・証文を保持していることが、その土地の所有権を証明する手段となった。そのため、証文を何らかの理由で失った場合、紛失状の作成が対応手段となり得たのである。

また、第三者によって偽文書や新たな土地証文・売券を作成された場合は、証拠が2つ存在することになる。そのような場合も想定したのであろう、「売状をさきとして、御あつかい」⁽²⁸⁾「此文をさきとして」⁽²⁹⁾などといった文言が記載されるものも散見される。偽文書を含めた何か別の証文が出てきたときは、この売券を優先して、先に存在したものととして扱うようにと規定した。

売券を作成するにあたって、将来的に起こりうる違乱の種類や手法は数限りない。戦国期の人々は文書を保持するという曖昧な土地所有の在り方を、その文書に短い文言ながら文章として書き加えることによって担保し、補強・補完していたのである。

おわりに

売券の後半部分には、徳政担保文言や罪科文言を含めた違乱担保文言といった、売主・買主の創意工夫によって生み出された細かな規定が記されていた。土地の売主は買主と事前協議の上、徳政令が発布されても売主本人やその子孫らによって土地返還要求をしないことを売券に盛り込んでいた。その中で戦国期は「天下一同の徳政」の徳政に加え地域領主の発令する私徳政への意識が強まり、具体的に名前を挙げて今後起こりうる新たな徳政令への対応を試みていた。権門寺院としての買主である大樹寺などの立場からすると、寺領の内、祠堂に対する認識は強く、売券とは別に、領主から直接保障を受けることで対応している様子が見えてきた。

また、土地所有を示すためにはその売券を保持していること自体にその意味があった。そのため、紛失・盗難した際には、買主といえどもその権利を失いかねない状況に置かれる。さらには偽文書や新たな土地証文・売券が作成されかねないのである。そこで、売券にはその売券自体を優先して取り扱うことを規定し、もし紛失すれば、すぐそれを明らかにする証文を作成して、他者の干渉を取り除こうと努めたのである。

我々も、何か取引をする際は、事前に十分な話し合いを行い、きちんと書類に目を通すという作業にもう少し力を入れるとよいのかもしれない。

- 1 笠松宏至『日本中世法史論』（東京大学出版会、1979年）、勝俣鎮夫『戦国法成立史論』（東京大学出版会、1979年）ほか。
- 2 久保田昌希『戦国大名今川氏と領国支配』（吉川弘文館、2005年）や阿部浩一『戦国期の徳政と地域社会』（吉川弘文館、2001年）などの研究がある。
- 3 阿部前掲著。
- 4 筆者が徳政研究史について不勉強なところもあるが、本稿では売券作成過程での志向を明らかにするため、本来検討すべき政治動向との関係を大きく省略した。今回の筆者の関心と検討課題は各人物の志向（ないし指向）にあり、拙稿「後北条領国における新宿立て—原兵庫助訴状の検討—」（『日本歴史』805号、2015年6月）以来のものである。戦国期徳政令の研究史については阿部氏前掲著にまとめられているので、合わせて参照されたい。
- 5 神谷智『近世における百姓の土地所有一中世から近代への展開—』（校倉書房、2000年）。
- 6 『愛知県史 資料編 14 中世・織豊』（愛知県、2014年）が刊行され、中世から織豊まで、記録類や補遺も含めた史料を通覧することが可能となった。
- 7 戦国期の範囲は上限が享徳の乱・応仁の乱を契機とする説、下限にいたっては時代区分もまちまちでその尺度によって多くの区分が存在する。煩雑となるため、本稿では、便宜上『愛知県史資料編 10 中世 3』のはじまる文明2年から、『同資料編 13 織豊 3』のおわる慶長5年までとする。
- 8 神谷前掲著。
- 9 土地情報や代金、諸役・年貢額等の情報は今回の検討には影響しないため、割愛した。
- 10 「大樹寺文書」（[10-1124号]）
- 11 瀬田勝哉氏によれば、「天下一同之徳政」も自身の周辺を意識した在地徳政であるとされる（「中世末期の在地徳政」<永原慶二編『戦国大名の研究』吉川弘文館、1983年>）。
- 12 「大樹寺文書」（『愛知県史 資料編 10』1126号〈以下、史料出典は、[10-〇〇号]というように資料編巻次と文書番号のみを記す。〉）
- 13 「大樹寺文書」（[10-1134号]）。
- 14 「大樹寺文書」（[10-1192号]）。
- 15 「大樹寺文書」（[10-1065号]）。
- 16 「伝法寺文書」（[10-1273号]）。
- 17 「伝法寺文書」（[10-1289号]）。
- 18 「大樹寺文書」（[10-1750号]）。
- 19 「大樹寺文書」（[10-1751号]）。
- 20 久保田氏前掲著。
- 21 尾張国熱田加藤氏など。
- 22 『日本国語大辞典』「大犯」条には「中世において、特に重大と考えられた犯罪。殺人、放火、盗みなどが代表的なもの」とある。
- 23 「政基公旅引付」（宮内庁書陵部編『図書寮叢刊 政基公旅引付』〈養徳社、1961年〉をはじめ、中世公家日記研究会編『政基公旅引付 本文篇・研究抄録篇・索引篇』・『同 影印編』〈和泉書院、1996年〉、『新修泉佐野市史』第五卷中世Ⅱ〈泉佐野市編さん委員会、2001年〉がある。）。
- 24 「政基公旅引付」永正元年3月28、29日条。
- 25 「曼陀羅寺文書」（[10-290号]）、「真福寺文書」（[10-385、656号]）など。
- 26 「曼陀羅寺文書」（[10-899号]）。
- 27 神谷前掲著。文書フェティシズムは文言にも表れており、たとえば助左衛門売券（「大樹寺文書」[10-1084号]）においては「此畠ニおき候て、子々孫々ニおき申、ゐらんわつらへ（違乱煩）申候ハ、此売状をさきとして、御あつかいをめされへく候」とあり、先に出た文書を優先して取り扱うよう記載されている。
- 28 「大樹寺文書」（[10-1084号]）。
- 29 「大樹寺文書」（[10-1173号]）。

